

懇談会の役割と運営について

背 景

- 事業者に対して化学物質の管理の改善を促し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としたPRTR法の施行
- 市公害防止条例を全面改正し、新たに化学物質対策を盛り込んだ市環境保全条例の施行



リスクコミュニケーションの必要性が高まる

懇談会設立準備会の設置

- ・これまで3回開催し、懇談会設立に向けた課題を整理
- ・以下の項目について、市民、事業者と意見交換

- リスクコミュニケーションの必要性について
- 化学物質の情報提供のあり方について
- 懇談会で取り上げる環境リスクの範囲について
- 懇談会の構成メンバーについて

懇談会の役割

- (1) 化学物質の環境リスクに関する正確な情報を共有し、発信すること
- (2) モデルリスクコミュニケーションを実施すること

懇談会の運営

- (1) 会議は年2～3回程度開催
- (2) 会議は公開
- (3) 会議録は事務局が作成し、委員の確認後、委員名入りで市公式ウェブサイト上で公開
- (4) 会議資料は市公式ウェブサイト上で公開
- (5) 懇談会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことが可能